



労働契約・就業規則の基本と

「労働者」性の判断

労働契約は、労働者と使用者の合意により成立し又は変更されるのが原則となりますが、就業規則の適用上、このような合意原則が修正される場面があります。また、近年フリーランスの活用などが議論されるようになってはいますが、使用者から独立した事業主は、使用者から「使用されて労働」しているものではないため、労働者には当たらないこととなります。

本セミナーでは、労働契約と就業規則の基本的理解とともに、「労働者」性の判断にあたってのポイントの基本判例や近時の裁判例を踏まえて解説します。

日時

令和5年9月20日(水)

午後3時～5時

講師

弁護士 山中 健児

(石寄・山中総合法律事務所代表弁護士)

開催方法

WEB 開催

定員

100名

(Microsoft Teams meeting を使用)

対象者

企業の経営者、人事担当者、現場管理職

参加費

5,500円(税抜5,000円)

※石寄・山中総合法律事務所の顧問先企業は1社あたり4名様まで無料とさせていただきます。

申込方法

FAX 又はメールでお申し込みください(申込み〆切り9月13日(水))。

【講義プログラム】

- | | |
|--------------------|----------------------|
| 1. 労働契約と労働法 | 3. 労働契約と就業規則 |
| (1) 労働契約法との関係 | (1) 就業規則の作成・変更 |
| (2) 労働基準法との関係 | (2) 就業規則の記載事項 |
| 2. 労働契約とその他の役務提供契約 | (3) 就業規則と個別労働契約との関係 |
| (1) 個人事業主と労働者の違い | 4. ケーススタディ(近時の裁判例より) |
| ・フリーランス、フランチャイザーなど | (1) 何が判断の決め手となったか |
| (2) 「労働者」性の判断 | (2) 教訓とすべきこと |
| ・労基法・労契法・労組法に基づく各判 | 5. 質疑応答 |
| 断のポイント | |

【年内の開催予定】 10月25日(水)、12月13日(水)

いずれも午後3時～5時(テーマ:未定)

参加申込書

石寄・山中総合法律事務所 宛

※本申込書に必要事項をご記入頂き、下記いずれかの方法でお申し込み下さい。

FAX送信にてお申し込み頂く場合 FAX 番号：03-3272-2991

Eメールにてお申し込み頂く場合 送信先アドレス：seminar@iylaw.jp

(本申込書をPDF化し、添付ファイルで送信して下さい) ※申込み〆切り9月13日(水)

「労働契約・就業規則の基本と「労働者」性の判断」 日時：令和5年9月20日(水)午後3時～午後5時 (WEB開催 [Microsoft Teams meeting を使用]) 定員 100名 参加費：1名様あたり5,500円(消費税抜5,000円) ※お申込書にご記載頂いた宛先に請求書を送付させていただきます。 ※石寄・山中総合法律事務所の顧問先企業は1社あたり4名様まで無料とさせていただきます。	
会社・団体名	<input type="checkbox"/> 顧問 <input type="checkbox"/> 非顧問 該当する箇所にチェック☑をお願いします。
住所 〒	
所属・役職 (代表者) 氏名	Eメール @ ※申込手續完了後に Teams の接続情報を上記のアドレスにご案内させていただきます(複数名でご参加の場合にも代表者様のアドレス宛てに一括してご案内させていただきます)。
TEL ()	FAX ()
その他の参加者 所属・役職	氏名
※顧問先企業は、4名様まで無料とさせていただきます。 ※定員の都合上、1社あたり最大5名までとさせていただきます。	
【請求書の送付先】(顧問先企業で5名お申込の場合又は非顧問先企業の場合) 該当する箇所にチェック☑をお願いします。 <input type="checkbox"/> 上記住所・代表者と同じ <input type="checkbox"/> 下記のとおり(上記住所・代表者と異なる場合のみご記入下さい) 送付先住所 _____ 所属・役職・ご担当者氏名 _____	

※ご記載頂いた情報については、本セミナーでの利用のほか、今後のセミナーのご案内にも利用させていただきます。